

暮らし

ハスカップフリーマーケット  
出店者募集

**募集区画** 220区画Ⅱ一人・一世帯につき1区画(4m×8m) 抽選

**参加資格** 専業の業者・未成年以外の方  
※同一人・同世帯の重複申し込み、申込者以外への転貸での参加は不可  
¥千円 申し込み時納入

※雨天中止や未出店の場合は返金しません

**出品物** 家庭で不用になった生活用品(飲食物、動物、法律違反物などを除く)

**回所** 5月18日(土) 10時30分(10時から整理券を配布) e g a o 4階で

**開催概要** 6月23日(日) 10時~14時30分  
中央公園(若草町)にて

※雨天時は6月30日(日)に延期

詳とまこまいフリーマーケット実行委員会  
☎(36)1122 市安全安心生活課  
☎(32)6306

苫小牧浴場組合活性化事業

①子どもの日 5月5日(日)

※小学生以下無料

②親子ふれあいデー 毎週土曜日

③道民家庭の日 毎月第3日曜日

※②③は保護者同伴で小学生以下2名の入浴が無料。協賛店にあるパンフレット

またはHPのクーポン券を持参Ⅱ北海道青少年育成協会 <http://www.ikuseikyoyo.jp/>

所浴場組合加盟6浴場

詳環境生活課 ☎(32)6333

5月の無料相談

内容・会場	とき
	申し込み・詳細
<b>総務省行政相談所</b> 国の行政全般についての相談 市役所2階談話室	13日(月) 13時~15時 直接会場へ 市民自治推進課 ☎32-6152
<b>消費生活・多重債務についての相談</b> 消費者センター(市民活動センター)	月~金曜日 9時~17時(祝日を除く。第2・4金曜日は20時まで 第3土曜日は10時~15時) 消費生活=☎33-6510 多重債務=☎32-6119
<b>一日こども相談</b> 18歳までの子どもとその家族に関するあらゆる相談 市役所1階	15日(水) 10時~16時 申し込み 電話で室蘭児童相談所 ☎0143-44-4152 子育て支援課 ☎32-6369
<b>法律無料相談</b> 弁護士による法律に関する相談 市民活動センター	26日(日) 9時~12時 申し込み 19日(日) 10時~13時 男女平等参画推進協議会 ☎32-3610 市男女平等参画課 ☎32-3544
<b>「人権擁護委員の日」人権特設相談</b> および法務局なんでも相談所 人権問題、法律相談、登記相談など 札幌法務局苫小牧支局	6月1日(土) 9時30分~12時30分 申し込み 電話で予約 申し込み順 札幌法務局苫小牧支局総務課 ☎34-7151
<b>行政書士会くらしの無料相談会</b> 遺言、相続、成年後見人制度 市民活動センター	23日(木) 13時30分~19時 申し込み 電話で山崎行政書士事務所 ☎36-5633 社会福祉協議会 ☎32-7111
<b>無料市民相談</b> 市民相談所(市民活動センター)	<b>法律相談</b> 壬生賢哉 弁護士 24日(金) 9時30分~12時(1人20分程度) 定員 7人 申し込み順 申し込み 1日(火)から市民活動センターで内容を話して相談券を受け取ってください。来られない場合はご連絡ください
	<b>夜間心配ごと相談</b> 14日(火) 18時~20時 家庭、離婚、相続、金銭貸借などの問題 ※直接市民活動センターへ 市民相談所(☎32-7111)では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています

住宅リフォーム促進事業

■住宅耐震・リフォーム支援事業

住宅の耐震、バリアフリー化などのリフォーム資金を金融機関から融資を受けた方へ、利子の一部を市が補助します

**限度額** 金融機関の融資額650万円(耐震改修・補強工事を伴わない場合は500万円)

**支援方法** 金融機関との契約利率のうち、市は1.5%の利子補給を行います

■既存住宅耐震改修事業

地震による木造戸建住宅の倒壊などの災害を未然に防ぐための、耐震診断や耐震改修工事費用の一部を市が補助します

**上限額** 診断Ⅱ5万円、改修Ⅱ30万円

詳建築指導課 ☎(32)6527

市営パークゴルフ場オープン

●はまなすパークゴルフ場Ⅱ4月上旬

●日の出公園・緑ヶ丘公園パークゴルフ場Ⅱ4月下旬 ●美原町・拓勇公園・苫小牧川・勇払ファミリア公園パークゴルフ場Ⅱ5月上旬 ●明野北公園パークゴルフ場Ⅱ7月下旬 ●ゴルフ場設置の看板「利用上の注意」を守ること。また、明野北公園はサポーター不在のため受付簿へ記載すること

詳緑地公園課 ☎(32)6509

国民年金からのお知らせ

■保険料免除申請制度

☎本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定額以下の方 ●風水害、失業などで保険料納付が困難な方

**免除額** 全額、4分の3、半額、4分の1

■若年者納付猶予制度

☎30歳未満で本人と配偶者の前年の所得が一定額以下の方 ※所得の高い世帯主(親など)と同居している場合も対象

広告